

京都市上下水道局告示第21号

京都市指定給水装置工事事業者の破産管財人から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成22年9月3日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 廃止届出業者名等

京都市南区上鳥羽島田町2番地

マルイ設備株式会社

代表取締役 石原 美和子

2 廃止届出年月日

平成22年7月30日

(上下水道局水道部給水課)